

近年の家庭教育政策に対する 批判のあり方をめぐる問題 —親の「第一義的責任」の位置づけに着目して—

丸山 啓史

The Problems of Criticisms of Family Education Policy in Recent Years:
Focusing on Parents' Primary Responsibility

Keishi MARUYAMA

Accepted June 22, 2020

抄録：近年において、家庭教育は教育政策の一つの焦点になっており、家庭教育政策のなかでは親の「第一義的責任」が強調されてきている。一方で、教育基本法改正や家庭教育支援法案に対する批判の多くは、国家による家庭教育への介入に対する批判である。親の「第一義的責任」の規定に対する批判は低調であり、「第一義的責任」を親に求める考え方は批判されていない。日本の政策における親の「第一義的責任」が許容されることは、近年の家庭教育政策にみられる親の責任の強調や家族主義の強化と親和性をもつと考えられる。

索引語：家庭教育，親，第一義的責任

Abstract: In recent years, family education has become the focus of education policy, and family education has emphasized policy parents' "primary responsibility." On the other hand, many criticisms of the revision of the Fundamental Law of Education and the Family Education Support Bill are criticisms of the state's intervention in family education. Criticisms of parents' "primary responsibility" provisions are few, and the idea of requiring parents to bear "primary responsibility" has not been criticized. The acceptance of parents' primary responsibility in Japanese policy has an affinity with the emphasis on parents' responsibilities and the strengthening of familism, as seen in recent family education policies.

Key Words: family education, parents, primary responsibility

1. はじめに

近年の日本において、家庭教育は教育政策の一つの焦点になっている。2000年にまとめられた教育改革国民会議報告では、「教育を変える17の提案」の筆頭に「教育の原点は家庭であることを自覚する」が掲げられた。2001年には、家庭教育を重視する方向で社会教育法の改正がなされている。そして、2006年には教育基本法が改正され、第10条として家庭教育に関する条文が新設された。そうした流れのなかで、2016年には、自由民主党の家庭教育支援法案が公表されている。

そうした家庭教育政策に対しては、本稿でみるように、少なくない批判がある。国家による家庭教育への介入が強化されることなどを批判する議論は、近年の家庭教育政策がはらむ問題を指摘するものとして基本的に重要である。しかし、意義のある批判であっても、そのあり方によっては、家族・家庭や家庭教育をめぐる議論に意図しない否定的影響を及ぼすかもしれない。

そのような観点から、本稿では、教育基本法改正に対する批判と家庭教育支援法案に対する批判に特に着目し、近年の家庭教育政策に対する批判のあり方をめぐる問題を検討する。背景にあるのは、親の責任の強調や家族主義の強化がなされることに対する問題意識である。家庭教育政策のなかで強調されてきた親の「第一義的責任」を許容することは、親の責任の強調や家族主義の強化と親和性をもつことになりかねないのではないか、ということが主な論点となる。

2. 家庭教育政策の動向

教育基本法については、2000年の教育改革国民会議報告において、「新しい時代にふさわしい教育基本法を」という提案がなされた。2003年には、中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」という答申が出されている。そして、教育基本法は2006年に改正され、家庭教育については次のような条文が新設された。

第10条（家庭教育）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

本稿の問題意識との関係では、子どもの教育に関する親¹⁾の「第一義的責任」が規定されたことが重要である。また、「国及び地方公共団体」による家庭教育の支援が規定されたことも、国家による家庭教育への介入に対する批判が多くなされたことに関わって、確認しておく必要がある。

次に、家庭教育支援法案について、その法案の第2条（基本理念）の第1項および第2項をみると、次のような内容になっている²⁾。

第2条

家庭教育は、父母その他の保護者の第一義的責任において、父母その他の保護者が子に生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることにより、行われるものとする。

2 家庭教育支援は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会の基礎的な集団である家族が共同生活を営む場である家庭において、父母その他の保護者が子に社会との関わりを自覚させ、子の人格形成の基礎を培い、子に国家及び社会の形成者として必要な資質が備わるようにすることができるよう環境の整備を図ることを旨として行われなければならない。

家庭教育支援法案第2条においては、改正教育基本法第10条と同様に、「父母その他の保護者の第一義的責任」が最初に規定されているのである。家庭教育支援法案では、親の「第一義的責任」が確認されたうえで、「国、地方公共団体、学校、保育所、地域住民、事業者その他の関係者の連携」（第2条4項）などが、家庭教育支援に関わることとして記されている。

3. 国家による家庭教育への介入に対する批判

市川（2009）は、教育基本法改正をめぐる議論をまとめるなかで、家庭教育等の条項については、「二つの見方がある」と述べ、「高く評価するもの」と「公権力が公教育の範囲を逸脱し、私教育の領域にまで侵入しようとする意図の現れと見て警戒するもの」があるとしている（p.127）。この整理に表れているように、改正教育基本法第10条に対する批判の焦点は、国家による家庭教育への介入にあったといえる。

教育基本法改正に対する逐条批判をみても、成嶋（2006）は、改正案第10条について、「子育てに国家が介入」という見出しのもとに改正案第10条を批判している（pp.230-231）。同様に、大内（2006）も、「学校教育の外側の家庭教育にまで国家が介入し、『教育の目的』の実現のための『教育の目標』を浸透させることが可能となる」ことを、改正案第10条の問題点として指摘している（p.100）。また、中嶋（2006）は、「個々の家庭を対象とした教化」が進められようとしていることを指摘しながら、「しのびよる統制」という題のもとに改正案第10条を批判しており、批判の中心を「統制」に向けている（pp.150-152）。そして、佐伯（2007）は、改正教育基本法第10条について、『「国による家庭教育の内容への介入」という色彩」が濃いことを指摘し、「家庭教育の自主性が侵害されるおそれが高まることが懸念される」と述べている（p.72）。

そして、家庭教育支援法案に対する批判も、教育基本法改正に対する批判と同じように、国家による家庭教育への介入に対する批判が中心になっている。

たとえば、木村（2017b）は、家庭教育支援法案について、「国家によって理想の子育てを管理統制しようとするねらいが色濃く感じられる」と述べ、「家庭教育に対する国家の管理体制強化」を問題視している（p.17）。そして、木村（2018）も、「市民に対する管理統制が強化されつつあるという文脈」（p.7）に位置づけて、家庭教育支援法案の批判を行っている。

同じように、二宮（2017a）は、家庭教育支援法案について、「最大の問題点は、基本理念の内容と施策、基本的方針の内容を最終的に国が決定することにある」（p.33）と述べ、「国家が推奨する価値

観が、家庭での教育の義務として押し付けられる危険性が生まれてしまう」(p.49)ことを指摘している。また、二宮(2017b)も、「どのような内容の家庭教育支援になるのかについて、国に決定権があること」(p.18)を問題視し、「国主導の家庭教育という国家主義的介入」(p.17)を批判している。

こうした批判の視点は、家庭教育支援法案を批判する論者の多くに共通しているといえよう。森田(2017)は、「あるべき家庭教育の押しつけと監視を意図」(p.99)するものとして家庭教育支援法案をとらえており、「家庭教育への国家介入」(p.103)を問題にしている。湯山(2017)も、「国家による家庭教育への介入」(p.24)につながるものとして家庭教育支援法案をとらえ、『家庭教育支援法案』と名乗っているが、その内容は『家庭教育介入法案』に過ぎない」(p.24)と述べている。また、打越(2018)は「家庭という私的領域への介入を許す危険性」(p.53)を指摘しており、林(2018)は「家庭教育へのさらなる公権力の介入さえ懸念させる」(p.147)と述べている。さらに、奥村(2018)も、家庭教育支援法案について、「家庭という私的領域への公権力の介入の道筋を作ることに、その真のねらいがあると疑わざるをえない」(p.165)としている。そして、平川(2018)は、「家庭教育への国家介入の問題」(p.21)を重視するかたちで、家庭教育支援法案に至る戦後の家庭教育政策を振り返っている。

4. 親の「第一義的責任」の位置づけ

教育基本法改正については、国家による家庭教育への介入に対する批判が多くなされてきた一方で、親の「第一義的責任」の規定に対する批判は低調であった。改正教育基本法の家庭教育条項に対する批判は、親の「第一義的責任」に言及しているものであっても、必ずしも親の「第一義的責任」の規定を直接的に批判しているわけではない。

佐貫(2006)は、教育基本法改正案の家庭教育等に関する条項について、「家庭の教育責任を強調し、子育てに関する国家的な地域社会や家庭への管理を強める意図が感じられる」としながらも、「教基法に家庭の『責任』をあえて書き込む特別の必要はない」と述べるにとどまっており(p.38)、親の「第一義的責任」を教育基本法に規定することを強く批判してはいない。

また、大内(2006)は、改正案第10条において「父母その他の保護者の、家庭教育における『第一義的責任』が明記されている」ことについて、「責任が明記される一方で、親の教育に対する権利、学校教育への参加権にはまったく触れられていない」という批判を行っており、『第一義的責任』が明記されている」こと自体を明確に批判してはいない(p.100)。

中嶋(2006)も、改正案第10条について、「父母および保護者の『子の教育について第一義的責任』は、家庭教育の内容に限定されていて、人格の完成にむけた他の教育との役割分担のもとで、もっとも基礎になる部分を担当しているという程度の意味しかない」と述べ、「教育行政における直接性の削除と重ねて考えれば、公教育全体にたいする保護者の参加権は、むしろ制限されている」ことを批判しており(p.150-151)、親の「第一義的責任」を規定すること自体を批判しているわけではない。

日本教育法学会教育基本法研究特別委員会(2006)も、民主党が示した「日本国教育基本法案」について、「保護者が子どもの養育及び発達について第一義的な責任を有することは理解できる」(p.200)と述べている。そして、教育基本法改正案第10条については、「親の第一義的責任を規定しながら、親の教育の自由および親の参加権を明示的に規定していない」(p.120)と述べている。ここで直接的

に批判されているのは、「親の教育の自由および親の参加権を明示的に規定していない」ことなのであって、親の「第一義的責任」を規定すること自体ではない。

もっとも、教育基本法改正に関して、親の責任の強調を批判する議論はなされていた。桜井（2005）は、「教育基本法改正論議における家庭教育の強調は、親の責任の重視という論理を導き、現在の教育関連政策はその方向に舵を取りつつある」（p.62）と述べながら、「親の義務や家庭主義の強調」（p.64）を問題視している。また、佐藤（2006）は、教育基本法改正案第10条等における「保護者の家庭責任の強調と国家による義務づけ」に言及するなかで、「福祉に欠ける子どもについて、国が保護する責任があるという児童福祉の基本原則もふまえられていない」として改正案を批判し、「公共の福祉に対する公の責任を逆立ち」させるものとして改正案をとらえ、「改正案第10条、12条はそうした親・保護者責任の条文化であり、教育への権利と機会均等の保障に関する憲法・教育基本法の原則を逆転させる論理を内包している」と述べている（pp.59-61）。

近年においても、木村（2017a）は、改正教育基本法第10条について、「教育基本法の改正前には、子の教育に関して保護者が負っていた義務は、9年の普通教育を受けさせるということに限られていたが、その範囲が大幅に拡大されたことになる」と指摘し、「しかも、『第一義的責任』という文言が使われているのは、単に義務を負うということだけではなく、責任主体の序列が示されていると考えるべきではないだろうか」（p.28）と問題を提起している。また、井上（2018）は、「国民のために国家が守るべき法律であるはずの教基法の条項の冒頭で、保護者の『第一義的責任』が強調されるのは、国側の責任放棄である」（p.39）という批判を行っている。そして、辻（2019）は、改正教育基本法に親の「第一義的責任」が明記されたことに言及しながら、「現在、政府は子の養育や教育は第一義的に家庭の責任とするとの考えの下で家庭教育の振興を教育政策に位置づけ」（p.238）ていることに注意を向けている。

しかし、教育基本法改正に対する批判を全体としてみると、親の「第一義的責任」の規定については、それ自体には強い関心を示さない議論や、それを許容するような議論が目立つのである³⁾。また、親の責任の強調に対する批判も、親が「子の教育について第一義的責任を有する」という考え方そのものを批判しているとは限らない。改正教育基本法第10条に対する批判は、全体としては、子どもの教育についての「第一義的責任」を親に求めること自体を強く批判してはいなかったのである。

そして、同様のことは、家庭教育支援法案に対する批判についてもいえる。木村（2017a）は「子どもを育てる国民」に「種々の義務が課せられる」ことを問題視しており（p.13）、打越（2018）も「家族における構成員の責任を強調する動き」に批判の目を向けているが（p.46）、全体としては、国家による家庭教育への介入が大きな問題とされている。最近では清末（2019）が親の「第一義的責任」をめぐる問題に言及しながら家庭教育支援法案について論じているものの、家庭教育支援法案に対する批判においては親の「第一義的責任」の規定への強い関心がみられにくい。また、親の「第一義的責任」の強調を批判する議論も、子どもについての「第一義的責任」を親に求めること自体を批判するものではない⁴⁾。

5. 親の「第一義的責任」が許容される理由

一方で、教育基本法の改正を求める議論のなかでは、親の「第一義的責任」の規定が重視されてき

た。教育基本法改正促進委員会・起草委員会が編集した『教育激変』（明成社）は、全4章のうちの第3章に「親は人生最初の教師、家庭は教育の原点」という題を付しており、起草委員会の「新教育基本法案」が「教育の原点は家庭にあり、親は人生最初の教師であることを自覚し、自らが保護する子供を教育する第一義的責任を有する」としていることの意義を説いている（後藤・西川・萩生田2006）。また、石井・百地・三好（2007）の鼎談のなかでは、三好が、「新法の第十条で『父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する』と明記したことの意味は大きい」として、「親の責任を明らかにした意義」を語っている（p.29）。

こうしたことを考えると、親の「第一義的責任」の規定を軽視することは、教育基本法改正や家庭教育支援法案に関する議論を不十分なものにしている可能性があるといえる。また、家庭教育政策に対する批判が親の「第一義的責任」を許容することは、子どもについての「第一義的責任」を親に求める考え方の追認につながり、批判の対象であるはずの家庭教育政策と親和性をもつことになりかねない。

それにも関わらず、親の「第一義的責任」をめぐる議論が低調であった理由としては、一つには、国家による家庭教育への介入が大きな問題とされ、それが議論の焦点になったことが挙げられる。

しかし、それだけが理由ではないであろう。広井（2019a）は、「親が子どもの教育に対する優先的な権利と義務を持つのは、あまりに自明のことと見なされてきた」として、教育法学等において「親の第一義的な教育責任」が自明視されてきたことを指摘している（p.120）。このことも、親の「第一義的責任」の規定が直接的な批判を受けにくかった理由だと考えられる。

子どもの権利条約の日本政府訳に「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」（第18条）と記されていることも、日本の法律における親の「第一義的責任」の規定の許容に結びついている可能性が高い。石原（2017）や増山（2018）が言及しているように、国会の審議においても、子どもの権利条約の第18条は、親の「第一義的責任」を法律に規定する際の拠りどころとされてきた。

また、「親の教育権」との関係で親の「第一義的責任」が重視されていたことも無視できない。西原（2008）は、教育基本法改正に言及しながら、『第一義的な責任』を親に割り振るのは、親の一定範囲の優先的な権利を認めることにほかなりません」と述べ、改正教育基本法に親の「第一義的責任」が規定されたことを追認するような議論を行っている（pp.98-99）。ここでは、国家による教育への介入を防ぐものとして親の「第一義的責任」が肯定的に評価されていると考えられる⁵⁾。

6. 親の責任の強調や家族主義の強化をめぐる問題

日本の家庭教育政策の文脈を離れて、子どもの権利条約や「親の教育権」を考える場合には、日本の政策における親の「第一義的責任」ととらえるのとは異なるかたちで親の「第一義的責任」を考えることができるのかもしれない。しかし、教育基本法改正や家庭教育支援法案など、日本の家庭教育政策に関して問題にされなければならないのは、日本の政策における親の「第一義的責任」が意味するところである。

教育改革国民会議報告が2000年に出されて以降の政策の流れをふまえると、日本の政策における「親の第一義的責任」は、親の責任を強調するという性格を強くもつものであり（広井2019b, など）、子どもの権利条約第18条の趣旨に一致するものでもなければ（垣内2018, など）、「親の教育権」を

確保しようとするものでもない。日本の政策をめぐる議論において、親の「第一義的責任」を許容することは、国や自治体の責任と役割を曖昧にし、親の責任の強調や家族主義の強化を後押しする可能性がある。

そうした問題は、家庭教育の領域よりも、児童福祉の領域において強く意識される傾向にあるといえよう。松浦（2013）は、「一般的に、家庭・保護者の『第一義的責任』という文言は、その責任を強調するために用いられる」（p.22）としながら、2012年に成立した子ども・子育て支援法について、「保護者の『第一義的責任』が改めて強調されると共に、社会の構成員による相互扶助の重要性が説かれている」と述べ、「家庭の責任を強調し、公的福祉を縮小しようとする傾向」を問題視している（p.22）。そして、石原（2017）は、2016年の児童福祉法改正によって「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」という規定が加えられたことについて、「親や保護者の養育・監護・教育の責任を強調しようとする政治的な要求」が背景にあることを問題視している。また、藤間（2018a）も、2016年の児童福祉法・児童虐待防止法の改正について、「保護者が子どもの権利保障の第一義的責任を負うこと」の明文化を「改正の特徴」としてとらえ（p.52）、「子育てをする者への支援の文脈については、家族責任の軽減どころか、むしろその強化が図られている」（p.55）と指摘している⁶⁾。

そして、望月（2018）は、児童福祉法改正や家庭教育支援法案に言及しながら、「保護者の『第一義的責任』を強調することは、子育ての条件整備に対する国家責任を回避することにつながりかねません」（p.109）と述べている。また、増山（2018）も、「近年の子育て関連法の改正」を列挙しつつ、「国内法に規定された一連の『親の第一義的責任』論」が「経済的援助にたいする国の責任を回避し、子どもの養育を親の自己責任に転嫁するための根拠」として利用されることを問題視している（p.106）。

しかし、このような議論は、近年の家庭教育政策に対する批判と必ずしも十分に接合されていない。家庭教育支援法案に対する批判も、全体としては、国家による家庭教育への介入に対する批判に重点があり、親の責任の強調や家族主義の強化に対する批判が相対的に弱くなっている。また、子どもについての「第一義的責任」を親に求める考え方の問い直しも進められてはいない。

7. まとめ

本稿では、教育基本法改正に対する批判や家庭教育支援法案に対する批判について、国家による家庭教育への介入に対する批判が目立つこと、親の「第一義的責任」の規定に対する批判が低調であったことを示した。そして、親の「第一義的責任」が許容されやすい理由を考えたとうえで、子どもについての「第一義的責任」を親に求める考え方そのものは批判されていないことを指摘した。国家による家庭教育への介入が批判される一方で、日本の政策における親の「第一義的責任」が許容されることは、近年の家庭教育政策にみられる親の責任の強調や家族主義の強化と親和性をもつと考えられる。

ただし、国や自治体の責任と役割を曖昧にするものとして親の責任の強調を問題視する議論は、家庭教育に関しても以前から存在してきた。たとえば、中嶋（2001）は、「教育の原点は家庭であることを自覚する」とした教育改革国民会議報告について、「子どもの教育を親の責任に帰すこと」（p.46）を報告の特徴としてとらえ、親の責任の強調と教育行政の役割の限定が「国や地方公共団体の責任の後退」（p.45）をもたらすと指摘していた。また、本稿でみたように、教育基本法改正に関しては、

親の責任の強調を批判する議論が少なくはなかった。こうした議論の視角は、近年の家庭教育政策に関する議論にも受け継がれるべきものであろう。

親の「第一義的責任」が許容される一方で、国家による家庭教育への介入が批判されることは、国や自治体による家庭への関与を抑制する雰囲気につながる可能性がある⁷⁾。しかし、家庭教育支援法案をめぐる議論のなかでも、国家による家庭教育への「介入」が批判される一方で、国や自治体による家庭への「支援」の必要性が語られている（木村 2017b, 二宮 2017b）。吉岡（2018）も、家庭教育支援法案の問題点を論じるなかで、「親を一定の枠にはめ、責任を問うような支援は必要ありません」としながら、「親の努力だけでは解決できない社会の変容によって生じている子育て課題に対しては、支援策がぜひとも必要です」と述べている（p.42）。こうした「介入」と「支援」をめぐる問題を考えるうえで、改正教育基本法や家庭教育支援法案における親の「第一義的責任」の規定を軽視することはできない。

そして、子どもについての「第一義的責任」を親に自覚させる方向で国家による家庭教育への介入が進められているのだとすれば、国家による家庭教育への介入を問題にするうえでも、親の「第一義的責任」の規定への着目が求められる。また、広井（2019a）は、「今日の政策が自己責任ではなく、親の第一義的責任を言うのは、自己責任論が家族への国家介入を抑制し回避する論理なのに対し、第一義的責任論は家族への介入を許容する論理だからである」（p.126）と指摘している。近年の家庭教育政策を考えるうえでは、国家による家庭教育への介入に焦点を当てるだけでなく、親の「第一義的責任」の規定が進められていることを重視する必要がある⁸⁾。

さらに言えば、子どもについての「第一義的責任」を親に求める考え方そのものについても、批判的な問い直しが必要であろう。1970年代において、持田（1973）は、「子どもの『教育をうける権利』を保障する第一次責任者が『親』だという思想」が「近代市民社会に特殊なもの」であることを指摘しながら、「教育を市民個人の『私事』としてとらえること」を問題視し、「『近代』における教育の私的責任体制」の変革が課題であるとしていた（p.83）。また、広井（2010a）は、「歴史をひもといてみれば、子どもの養育は家族の中で親のみが行ってきたわけではないし、子どもを養育する権限が親にのみあったわけでもない」と述べ、「親や家庭こそが教育責任を負っているという理論の前提」を問題にしている（p.106）。親の「第一義的責任」に疑問の目を向ける議論は存在してきたのであり、そうした議論を十分に受けとめることが必要であろう。改正教育基本法や家庭教育支援法案における親の「第一義的責任」の規定を軽視することや許容することは、親の「第一義的責任」を問い直す契機を失うことに結びつく。

親の「第一義的責任」を批判的に問い直しつつ、国や自治体と家庭との関係のあり方について検討を深めることが、今後の課題であろう。

注

- 1) 本稿では、「父母その他の保護者」を意味するものとして、「親」という語を用いる。
- 2) 2017年2月14日の『朝日新聞』によって家庭教育支援法案の文言修正が報道されているが、二宮（2017a）が「法案の本質を明らかにするため」（p.28）に「未定稿」をふまえて議論していることにならない、本稿では、2016年10月に発表された「未定稿」の内容を示している。

- 3) 植野 (2019) は、改正教育基本法の第 10 条について、「1 項の『父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する』の規定については好意的に受けとめられている」(p.103) と述べている。
- 4) たとえば、望月 (2018) は、親の「第一義的責任」の強調が国家責任の回避につながることを批判する一方で、子どもの権利条約において親の「第一義的責任」が規定されていることに触れながら、『第一義的責任』を果たしうる環境整備の必要性」(p.109) を説いている。
- 5) 教育基本法が改正された直後の時期に、小泉 (2007) は、「子どもの人間的成長と人生の幸福について包括的責任をもつのが父母」であるとしたうえで、「父母・保護者は、子どもの人間的成長と幸福にかかわる道徳的価値を国家が強制することに対し、子どもの養育に第一義的責任を有する者としてこれを阻止することが求められます」(p.79) と述べている。
- 6) 藤間 (2018b) も、「この改正において第一義的責任が保護者にあることを明文化し、強調したことは、実質的には子育てにおける親の責任を強化する方向に作用する」(p.45) と述べている。
- 7) 広井 (2010b) は、「国家による社会保障の拡充や法的整備を求めながら、同時に国家による介入を否定する」ような政策批判を、「アンビバレントな政策批判」と呼んでいる (p.187)。
- 8) 憲法 24 条の改憲に向けた「先取り」として家庭教育支援法案をとらえるのであれば (打越 2018, 清末 2018, など), 2012 年に自由民主党が発表した「日本国憲法改憲草案」の第 24 条では「家族は、互いに助け合わなければならない」とされているのであるから、親の「第一義的責任」の規定への着目はなおさら重要になる。

参考文献

- 石井昌浩・百地章・三好祐司 (2007) 『いま、教育の大転換が始まる！—新教育基本法と教育の再生』明成社
- 石原剛志 (2017) 「2016 年改正児童福祉法と子どもの権利条約—子どもを権利主体ととらえる意義と見えてきた課題」日本子どもを守る会編『子ども白書 2017』本の泉社
- 市川昭午 (2009) 『教育基本法改正論争史—改正で教育はどうなる』教育開発研究所
- 井上恵美子 (2018) 「家庭教育支援法のねらいと問題点」『人間と教育』No.98
- 植野妙実子 (2019) 「憲法からみた家庭教育と国家」『日本教育法学会年報』第 48 号
- 打越さく良 (2018) 「家庭教育支援法の何が問題なのか？—24 条を踏みにじる国家介入」中里見博ら『右派はなぜ家族に介入したがるのか—憲法 24 条と 9 条』大月書店
- 大内裕和 (2006) 「教育基本法『改正』法案の批判的考察—国策としての新自由主義・国家主義」大内裕和・高橋哲哉『教育基本法「改正」を問う—愛国心・格差社会・憲法』白澤社
- 奥村典子 (2018) 「家庭教育への国家介入の近代史をたどる」早川タダノリ編『まぼろしの「日本的家族」』青弓社
- 垣内国光 (2018) 「なぜ、子育ての第一義的責任が強調される？—教育基本法改正, 少子化対策基本法, 児童福祉法改正, 家庭教育支援法案を貫くもの」医療・福祉問題研究会編『医療・福祉と人権—地域からの発信』旬報社
- 木村涼子 (2017a) 『家庭教育は誰のもの？—家庭教育支援法はなぜ問題か』岩波ブックレット

- 木村涼子（2017b）「家庭教育への国家介入—家庭教育支援条例および法案の問題点」『女たちの21世紀』No.92
- 木村涼子（2018）『『家族』と国家の管理統制』『生活経済政策』No.260
- 清末愛砂（2018）「憲法24条改正の外堀を埋める家庭教育支援の法制化問題について考える」『生活経済政策』No.260
- 清末愛砂（2019）「日本国憲法の原理をおびやかす家庭教育支援法案—個人の尊重と尊厳はなぜ重要なのか？」『月刊社会教育』2019年10月号
- 小泉広子（2007）「父母・保護者にはどんな影響があるの？」田中孝彦・世取山洋介編『安倍流「教育改革」で学校はどうなる』大月書店
- 後藤博子・西川京子・萩生田光一（2006）「親は人生最初の教師，家庭は教育の原点—地域の中で『家庭教育』と『幼児教育』をいかに支援するか」教育基本法改正促進委員会・起草委員会編『教育激変—新教育基本法案がめざす「家庭」「学校」「日本」の10年後』明成社
- 佐伯知美（2007）「第10条（家庭教育）」浪本勝年・三上昭彦編『「改正」教育基本法を考える—逐条解説』北樹出版
- 桜井智恵子（2005）『市民社会の家庭教育』信山社
- 佐藤一子（2006）「教育基本法改正案と社会教育」教育学関連15学会共同公開シンポジウム準備委員会編『教育基本法改正案を問う—日本の教育はどうなる』学文社
- 佐貫浩（2006）『教育基本法「改正」に抗して—教育の自由と公共性』花伝社
- 辻智子（2019）『『家庭教育』の意味すること—個人／家族／国家の関係を考える』松本伊智朗・湯澤直美編『生まれ、育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』明石書店
- 藤間公太（2018a）「いま子育て支援政策に何が求められているのか？」『人間と教育』No.98
- 藤間公太（2018b）「子ども・子育て支援政策の論理と問題」『教育』2018年10月号
- 中嶋みさき（2001）「今なぜ家庭教育か」『人間と教育』No.29
- 中嶋みさき（2006）「教育基本法『改正』案逐条批判 第十条 家庭教育—しのびよる統制—『自主的・民主的な家庭像』の喪失」教育科学研究会編『教育基本法の「改正」を許さない』国土社
- 成嶋隆（2006）『『教育基本法案』逐条批判』辻井喬・藤田英典・喜多明人編『なぜ変える？教育基本法』岩波書店
- 西原博史（2008）『子どもは好きに育てていい—「親の教育権」入門』NHK出版
- 日本教育法学会教育基本法研究特別委員会（2006）『憲法改正の途をひらく教育の国家統制法—教育基本法改正政府案と民主党案の逐条批判』母と子社
- 二宮周平（2017a）「家庭教育支援法について」本田由紀・伊藤公雄編『国家がなぜ家族に干渉するのか—法案・政策の背後にあるもの』青弓社
- 二宮周平（2017b）「教育基本法『改正』から読み解く家庭教育支援法案の問題点」『クレスコ』2017年11月号
- 林大造（2018）「家庭教育支援法案の問題点と課題」『子どもの権利研究』第29号
- 平川景子（2018）「家庭教育支援法案から改憲へ向かう論理—ジェンダーと公教育の範囲の視点から」『月刊社会教育』2018年6月号
- 広井多鶴子（2010a）「家庭の機能としつけの『依存』」広井多鶴子・小玉亮子『現代の親子問題—なぜ親と子が「問題」なのか』日本図書センター

- 広井多鶴子（2010b）「少子化と『家庭の教育力』」広井多鶴子・小玉亮子『現代の親子問題—なぜ親と子が「問題」なのか』日本図書センター
- 広井多鶴子（2019a）「親の『第一義的責任』論の戦後政策史—国家と家庭の関係はどう変わってきたか」『日本教育法学会年報』第48号
- 広井多鶴子（2019b）「教育と家族論の現在—核家族・近代家族・家族の個人化をめぐって」『教育学研究』第86巻
- 増山均（2018）「家族・家庭のあり方と子育て力の創造」日本子どもを守る会編『子ども白書2018』本の泉社
- 松浦崇（2013）「子どもの最善の利益を保障するためのつながりを—福祉の視点から，保護者支援の新たなカタチを探る」『季刊保育問題研究』262号
- 持田栄一（1973）『教育における親の復権』明治図書
- 望月彰（2018）「子育て支援・家庭教育政策の動向と親の『第一義的責任』」日本子どもを守る会編『子ども白書2018』本の泉社
- 森田ゆり（2017）「家庭の多様性・子育ての多様性を許さない家庭教育支援法案」『部落解放』750号
- 湯山薫（2017）「家庭教育支援法案と憲法—国家が家庭教育に介入する危険」『平和運動』2017年11月号
- 吉岡亜希子（2018）「家庭教育支援法を問う—教育主体としての親と学習権の保障」『月刊社会教育』2018年3月号

